

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係） 一〇十一の二 （略） 十一の三 アスファルト 十一の四 アセチルアセトン 十二〇百五十五 （略） 百五十五の二 一クロロ二ニプロパノール 百五十五の三 ニクロロ一ニプロパノール 百五十六〇百六十五 （略） 百六十五の二 結晶質シリカ 百六十六〇百六十六 （略） 二百六十六の二 ジチオりん酸O・O―ジエチル―S―（ターシャリーブチルチオメチル）（別名テルブホス） 二百六十七〇三百十一 （略） 三百十二 削除 三百十三〇四百六十八 （略） 四百六十八の二 フェニルイソシアネート 四百六十九〇四百八十二 （略） 四百八十二の二 ニ・三―ブタンジオン（別名ジアセチル） 四百八十三〇五百四十三 （略） 五百四十四 ほう酸及びそのナトリウム塩	別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係） 一〇十一の二 （略） （新設） 十一の三 アセチルアセトン 十二〇百五十五 （略） （新設） （新設） （新設） 百五十六〇百六十五 （略） （新設） （新設） 百六十六〇二百六十六 （略） （新設） 二百六十七〇三百十一 （略） 三百十二 シリカ 三百十三〇四百六十八 （略） （新設） （新設） 四百六十九〇四百八十二 （略） （新設） （新設） 四百八十三〇五百四十三 （略） 五百四十四 ほう酸ナトリウム

五百四十五 (略)	五百四十五 (略)
五百四十五の二 ポルトランドセメント	(新設)
五百四十六ゝ六百一 (略)	五百四十六ゝ六百一 (略)
六百一の二 ニーメトキシ―ニーメチルブタン (別名ターシヤリ―アミルメチルエーテル)	(新設)
六百二ゝ六百七 (略)	六百二ゝ六百七 (略)
六百七の二 硫化カルボニル	(新設)
六百八ゝ六百三十三 (略)	六百八ゝ六百三十三 (略)